

別紙 1 省エネルギー化及びコスト削減の取組メニュー

取組メニュー		
省エネ ルギ ー 化	ソフト 対 策	SE-1 ポンプの吐出し水位の見直し
		SE-2 ポンプの吸込み水位の見直し
		SE-3 排水機場の内水位調整
		SE-4 休止可能機器の通電停止
		SE-5 大口径ポンプの優先使用
		SE-6 無効送水の削減
		SE-7 節水による送水量の削減
		SE-8 エネルギー管理の強化
		SE-9 独自取組（省エネ化） （その他農業水利施設の省エネルギー化の効果が認められる取組（以下「独自取組（省エネ化）」という。））
	ハード 対 策	HE-1 高効率変圧器への更新
		HE-2 電動機制御方式の見直し
		HE-3 高効率電動機への更新
		HE-4 減速機の省略
		HE-5 高効率ポンプへの更新
		HE-6 インペラ（羽根車）の改造
		HE-7 水路のパイプライン化
		HE-8 遠隔制御機器の導入
		HE-9 再生可能エネルギー施設の導入（自家消費有り）
		HE-10 独自取組（省エネ化）

取組メニュー		
コスト 削 減	ソフト 対 策	SC-1 ポンプの同時運転台数の削減
		SC-2 電力契約の適正化
		SC-3 電力契約使用期間の短縮
		SC-4 独自取組（コスト削減） （その他農業水利施設の省エネ化の効果が認められる取組（以下「独自取組（コスト削減）」という。））
	ハード 対 策	HC-1 力率の改善
		HC-2 ピークカットのための調整施設の整備
		HC-3 再生可能エネルギー施設の導入（自家消費なし）
		HC-4 独自取組（コスト削減）

注 ソフト対策の省エネルギー化のうち、SE-8「エネルギー管理の強化」は、①専門技術者による省エネルギー診断の実施、②省エネルギーのための施設の運用方法のマニュアル化、③職員の省エネルギー化に関連する資格の取得、④研修受講等の人材育成、⑤施設利用者への省エネルギー化の取組の啓発など省エネルギー化の取組の新規追加・拡大・強化・定着を図る取組、⑥電力需要の少ない時間帯の施設運転によるピーク使用量の抑制、⑦再生可能エネルギー由来の電源への切替え又はその利用拡大など電力需給の逼迫解消や再生可能エネルギーの利用推進に資する取組、⑧農業水利施設以外のエネルギー使用量削減の取組のうち2つ以上の取組を実施することとする。

別紙2 支援金の算定方法

- (1) 省エネルギー化推進型の事業実施主体に対する支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

支援金の額=エネルギー料金の高騰分×0.7

エネルギー料金の高騰分=当年度のエネルギー料金－指標となるエネルギー料金－従来補助金額

指標となるエネルギー料金=当年度のエネルギー料金÷高騰率

- (2) エネルギー料金とは、諸油脂費及び電力料をいう。
- (3) エネルギー料金の高騰分には、(1)の算定式により算定される諸油脂費及び電力料の単価高騰による高騰分以外の高騰分を含めることを認めるが、その場合にあっては、単価高騰による高騰以外の高騰の事実を証明する資料等を省エネ計画に添付するものとする。
- (4) 当年度のエネルギー料金とは、令和7年6月から令和7年9月までの間に省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。
- (5) 従来補助金額とは、一般型、連携管理保全型又は特別型により既に補助されている金額をいう。
- (6) 高騰率は、統計調査等により別途農村振興局長が定めるものとする。
- (7) 支援金の上限額は、(1)の算定式により得られる額又は、エネルギー料金の高騰分から、エネルギー料金の高騰分に対する本事業以外の補助金等の額を減じた額のうちいずれか小さい方の額とする。